

広島県告示第二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定施術機関から施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	業務の種類	廃止年月日
向井 裕二郎	尾道市西御所町一三一 二六きらら尾道二F	柔道整復	平成二七年二月二八 日
山田 康次郎	安芸郡海田町新町二一 一〇	あん摩マッサージ	平成二七年一〇月一 〇日
橘高 孝志朗	安芸郡海田町大立町五 一八―二〇三	あん摩マッサージ	平成二七年五月一日